

制度参加変更手続の見直し等に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 株式等の振替に関する業務規程の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・	3
3. 株式等振替制度に係るシステムの利用に関する規則の一部改正新旧対照表・・・・	18

制度参加変更手続の見直し等に伴う
株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知） （下線部分変更）

新	旧
<p>（機構からの通知方法等）</p> <p>第34条 次に掲げる通知、請求若しくは報告又は資料の提出は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。）であって規則で定めるものにより行うものとする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）発行代理人又は支払代理人がこの規程又は規則で定めるところにより機構に対して行う<u>請求、通知、報告、申請、届出又は資料の提出</u></p> <p><u>（6）間接口座管理機関がこの規程又は規則で定めるところにより機構に対して行う報告、申請、届出又は資料の提出</u></p> <p>2・3（略）</p> <p>（差押命令等に関する報告）</p> <p>第288条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 機構は、その備える振替口座簿に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について差押命令その他の処分の制限に関する命令若しくは通知書の送達を受けた場合又は直接口座管理機関から第1項（前項において準用する場合を含む。）の報告を受けた場合には、当該振替新株予約権付社債についての記録がされている区分口座において当該振替新株予約権付</p>	<p>（機構からの通知方法等）</p> <p>第34条 次に掲げる通知、請求若しくは報告又は資料の提出は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。）であって規則で定めるものにより行うものとする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）発行代理人又は支払代理人がこの規程又は規則で定めるところにより機構に対して行う通知</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（差押命令等に関する報告）</p> <p>第288条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 機構は、その備える振替口座簿に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について差押命令その他の処分の制限に関する命令又は通知書の送達を受けた場合又は直接口座管理機関から第1項（前項において準用する場合を含む。）の報告を受けた場合には、当該振替新株予約権付社債についての記録がされている区分口座において当該振替新株予約権付社債に</p>

社債に係る振替、抹消及び元利払いが行われ
ないようにするために必要な措置を執
るとともに、当該振替新株予約権付社債の
発行者の支払代理人に対し、規則で定め
るところにより、その内容を通知する。

5 (略)

係る振替、抹消及び元利払いが行われ
ないようにするために必要な措置を執ると
ともに、当該振替新株予約権付社債の発
行者の支払代理人に対し、その内容を書
面により通知する。

5 (略)

2. 附則

この改正規定は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

以 上

制度参加変更手続の見直し等に伴う
株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第7章の2 （略）</p> <p>第8章 雑則（第358条—<u>第360条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（同意書）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イからハまでに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1） 株式</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 次に掲げる事項を記載した所定の書面</p> <p>（イ）～（ハ） （略）</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p><u>（ニ）</u> （略）</p> <p><u>（ホ）</u> （略）</p> <p><u>（ヘ）</u> （略）</p> <p><u>（ト）</u> （略）</p> <p><u>（チ）</u> （略）</p> <p><u>（リ）</u> （略）</p> <p><u>（ヌ）</u> （略）</p> <p><u>（ル）</u> （略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章の2 （略）</p> <p>第8章 雑則（第358条・<u>第359条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（同意書）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イからハまでに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1） 株式</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 次に掲げる事項を記載した所定の書面</p> <p>（イ）～（ハ） （略）</p> <p><u>（ニ） 代表者に代わって機構との間の手続きを行う代理人（以下この節において「代表者代理人」という。）の役職名及び氏名（代表者代理人を選任する場合に限る。）</u></p> <p><u>（ホ）</u> （略）</p> <p><u>（ヘ）</u> （略）</p> <p><u>（ト）</u> （略）</p> <p><u>（チ）</u> （略）</p> <p><u>（リ）</u> （略）</p> <p><u>（ヌ）</u> （略）</p> <p><u>（ル）</u> （略）</p> <p><u>（ヲ）</u> （略）</p>

ホ～ト (略)

(2) 新株予約権

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ)～(ハ) (略)

(削る)

(二) (略)

ニ (略)

(3) 新株予約権付社債

イ～ハ (略)

ニ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ)～(ハ) (略)

(削る)

(二) (略)

(ホ) (略)

(へ) (略)

ホ (略)

(4) 投資口

イ～ハ (略)

ニ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ)～(ハ) (略)

(削る)

(二) (略)

(ホ) (略)

(へ) (略)

(ト) (略)

(チ) (略)

ホ～ト (略)

(2) 新株予約権

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ)～(ハ) (略)

(二) 代表者代理人の役職名及び氏名 (代表者代理人を選任する場合に限る。)

(ホ) (略)

ニ (略)

(3) 新株予約権付社債

イ～ハ (略)

ニ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ)～(ハ) (略)

(二) 代表者代理人の役職名及び氏名 (代表者代理人を選任する場合に限る。)

(ホ) (略)

(へ) (略)

(ト) (略)

ホ (略)

(4) 投資口

イ～ハ (略)

ニ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ)～(ハ) (略)

(二) 代表者代理人の役職名及び氏名 (代表者代理人を選任する場合に限る。)

(ホ) (略)

(へ) (略)

(ト) (略)

(チ) (略)

(リ) (略)

(リ) (略)

ホ～ト (略)

(5) 協同組織金融機関の優先出資

イ～ハ (略)

ニ 次に掲げる事項を記載した所定の
書面

(イ)～(ハ) (略)

(削る)

(ニ) (略)

(ホ) (略)

(へ) (略)

(ト) (略)

(チ) (略)

(リ) (略)

ホ～ト (略)

(6) (略)

(7) 受益証券発行信託の受益権

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる事項を記載した所定の
書面

(イ)～(ハ) (略)

(削る)

(ニ) (略)

(ホ) (略)

(へ) (略)

(ト) (略)

(チ) (略)

(リ) (略)

ニ～ハ (略)

3 (略)

(株主名簿管理人等の申請事項)

(ヌ) (略)

ホ～ト (略)

(5) 協同組織金融機関の優先出資

イ～ハ (略)

ニ 次に掲げる事項を記載した所定の
書面

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 代表者代理人の役職名及び氏
名(代表者代理人を選任する場合に
限る。)

(ホ) (略)

(へ) (略)

(ト) (略)

(チ) (略)

(リ) (略)

(ヌ) (略)

ホ～ト (略)

(6) (略)

(7) 受益証券発行信託の受益権

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる事項を記載した所定の
書面

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 代表者代理人の役職名及び氏
名(代表者代理人を選任する場合に
限る。)

(ホ) (略)

(へ) (略)

(ト) (略)

(チ) (略)

(リ) (略)

(ヌ) (略)

ニ～ハ (略)

3 (略)

(株主名簿管理人等の申請事項)

第7条 (略)

2 前項の指定株主名簿管理人等指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

イ～ハ (略)

(削る)

三 (略)

ホ (略)

(4)・(5) (略)

3・4 (略)

(発行代理人の申請事項)

第8条 (略)

2 前項の発行代理人指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

イ～ハ (略)

(削る)

三 (略)

ホ (略)

(4) 所定の Target 保振サイトの利用申込書 (すでに Target 保振サイトを利

第7条 (略)

2 前項の指定株主名簿管理人等指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

イ～ハ (略)

三 代表者代理人の役職名及び氏名
(代表者代理人を選任する場合に限る。)

ホ (略)

ハ (略)

(4)・(5) (略)

3・4 (略)

(発行代理人の申請事項)

第8条 (略)

2 前項の発行代理人指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

イ～ハ (略)

三 代表者代理人の役職名及び氏名
(代表者代理人を選任する場合に限る。)

ホ (略)

ハ (略)

(新設)

用している場合を除く。)

(5) (略)

3・4 (略)

(支払代理人の申請事項)

第9条 (略)

2 前項の支払代理人指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

イ～ハ (略)

(削る)

三 (略)

ホ (略)

(4) 所定の Target 保振サイトの利用申込書 (すでに Target 保振サイトを利用している場合を除く。)

(5) (略)

3・4 (略)

(資金決済会社の申請事項)

第10条 (略)

2 前項の資金決済会社登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(4) (略)

3・4 (略)

(支払代理人の申請事項)

第9条 (略)

2 前項の支払代理人指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

イ～ハ (略)

三 代表者代理人の役職名及び氏名
(代表者代理人を選任する場合に限る。)

ホ (略)

ハ (略)

(新設)

(4) (略)

3・4 (略)

(資金決済会社の申請事項)

第10条 (略)

2 前項の資金決済会社登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

イ～ハ (略)

(削る)

ニ (略)

ホ (略)

ヘ (略)

(4) 所定の Target 保振サイトの利用
申込書 (すでに Target 保振サイトを利
用している場合を除く。)

(5) (略)

3・4 (略)

(受託会社の申請事項)

第10条の2 (略)

2 前項の受託会社指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

イ～ハ (略)

(削る)

ニ (略)

ホ (略)

(4)・(5) (略)

3・4 (略)

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第11条 (略)

2 前項の口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、

イ～ハ (略)

ニ 代表者代理人の役職名及び氏名

(代表者代理人を選任する場合に限
る。)

ホ (略)

ヘ (略)

ト (略)

(新設)

(4) (略)

3・4 (略)

(受託会社の申請事項)

第10条の2 (略)

2 前項の受託会社指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

イ～ハ (略)

ニ 代表者代理人の役職名及び氏名
(代表者代理人を選任する場合に限
る。)

ホ (略)

ヘ (略)

(4)・(5) (略)

3・4 (略)

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第11条 (略)

2 前項の口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、

第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 次に掲げる事項を記載した所定の書類

イ～ハ (略)

ニ 代表者に代わって機構との間の手続を行う代理人 (以下この節において「代表者代理人」という。)の役職名及び氏名 (代表者代理人を選任する場合に限る。)

ホ～ル (略)

(6)・(7) (略)

3～6 (略)

(機構加入者口座の廃止申請の手続)

第14条 規程第21条第1項の規定により機構加入者口座の廃止を申請しようとする機構加入者は、所定の口座廃止申請書を機構に提出しなければならない。

2・3 (略)

4 機構加入者と他の機構加入者が吸収合併をする場合には、吸収合併消滅会社となる機構加入者は、機構に対し、所定の口座廃止申請書を提出しなければならない。

5～8 (略)

(間接口座管理機関の承認に関する事項)

第16条 (略)

2 前項の間接口座管理機関承認申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。ただし、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)～(4) (略)

第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 次に掲げる事項を記載した所定の書類

イ～ハ (略)

ニ 代表者代理人の役職名及び氏名 (代表者代理人を選任する場合に限る。)

ホ～ル (略)

(6)・(7) (略)

3～6 (略)

(機構加入者口座の廃止申請の手続)

第14条 規程第21条第1項の規定により機構加入者口座の廃止を申請しようとする機構加入者は、所定の口座廃止申請の書面を機構に提出しなければならない。

2・3 (略)

4 機構加入者と他の機構加入者が吸収合併をする場合には、吸収合併消滅会社となる機構加入者は、機構に対し、所定の合併による機構加入者口座廃止申請書を提出しなければならない。

5～8 (略)

(間接口座管理機関の承認に関する事項)

第16条 (略)

2 前項の間接口座管理機関承認申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。ただし、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 次に掲げる事項を記載した書面
イ～ハ (略)

ニ 代表者代理人の役職名及び氏名
(代表者代理人を選任する場合又は
間接口座管理機関承認申請者が法第
44条第1項第13号に掲げる者である
場合に限る。)

ホ～チ (略)

(6)・(7) (略)

3・4 (略)

5 間接口座管理機関承認申請者の上位機
関となる者は、当該申請者が間接口座管
理機関としての承認申請を行うことにつ
いて、機構に対し、その旨を届け出るも
のとする。

6 (略)

7 (略)

(間接口座管理機関の承認の取消申請の手
続)

第17条 規程第28条第1項の規定により
間接口座管理機関の承認の取消しを申請
しようとする間接口座管理機関は、所定
の間接口座管理機関承認取消申請書を機
構に提出しなければならない。

2 (略)

(機構からの通知等に係る電磁的方法)

第34条 規程第34条第1項に規定する規
則で定めるものは、次の各号に掲げる区
分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 規程第34条第1項第1号の通知
次に掲げる方法

イ～ニ (略)

ホ 株式会社東京証券取引所が運用す
る Target システムのうち振替株式

(5) 次に掲げる事項を記載した書面
イ～ハ (略)

ニ 代表者代理人の役職名及び氏名
(代表者代理人を選任する場合に限
る。)

ホ～チ (略)

(6)・(7) (略)

3・4 (略)

(新設)

5 (略)

6 (略)

(間接口座管理機関の承認の取消申請の手
続)

第17条 規程第28条第1項の規定により
間接口座管理機関の承認の取消しを申請
しようとする間接口座管理機関は、所定
の間接口座管理機関承認取消申請の書面
を機構に提出しなければならない。

2 (略)

(機構からの通知等に係る電磁的方法)

第34条 規程第34条第1項に規定する規
則で定めるものは、次の各号に掲げる区
分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 規程第34条第1項第1号の通知
次に掲げる方法

イ～ニ (略)

ホ 株式会社東京証券取引所が運用す
る Target システムのうち振替株式

等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、機構加入者、間接口座管理機関、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社が電磁的方法によりアクセスすることによって通知の受領、通知の発出その他の機構が提供する機能を利用するための保振サイトと称するもの（以下「Target 保振サイト」という。）を通じて通知をする方法（以下「Target 保振サイト接続」という。）

(2) 規程第34条第1項第2号の通知次に掲げる方法

イ～ハ (略)

(削る)

ニ Target 保振サイト接続

(3)・(4) (略)

(5) 規程第34条第1項第5号の請求、通知、報告、申請、届出又は資料の提出次に掲げる方法

イ～ハ (略)

ニ インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて通知をする方法（以下「インターネット接続」という。）に係る端末装置への入力

ホ Target 保振サイト接続

等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、機構加入者、間接口座管理機関又は受託会社が電磁的方法によりアクセスすることによって通知の受領、通知の発出その他の機構が提供する機能を利用するための保振サイトと称するもの（以下「Target 保振サイト」という。）を通じて通知をする方法（以下「Target 保振サイト接続」という。）

(2) 規程第34条第1項第2号の通知次に掲げる方法

イ～ハ (略)

ニ インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて通知をする方法（以下「インターネット接続」という。）

(新設)

(3)・(4) (略)

(5) 規程第34条第1項第5号の通知次に掲げる方法

イ～ハ (略)

ニ インターネット接続に係る端末装置への入力

(新設)

<p>(6) <u>規程第34条第1項第6号の報告、申請、届出又は資料の提出 Target 保振サイト接続</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(調整株式数の記載又は記録をすべき口座)</p> <p>第117条 (略)</p> <p>2 規程第82条第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第1号ニ<u>(へ)</u>の口座とする。</p> <p>(調整株式数の記載又は記録をすべき口座)</p> <p>第127条 (略)</p> <p>2 規程第88条第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第1号ニ<u>(へ)</u>の口座とする。</p> <p>(調整株式数の記載又は記録をすべき口座)</p> <p>第135条 (略)</p> <p>2 規程第90条第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第1号ニ<u>(へ)</u>の口座とする。</p> <p>(調整株式数の記載又は記録をすべき口座)</p> <p>第150条 (略)</p> <p>2 規程第97条第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第1号ニ<u>(へ)</u>の口座とする。</p>	<p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(調整株式数の記載又は記録をすべき口座)</p> <p>第117条 (略)</p> <p>2 規程第82条第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第1号ニ<u>(ト)</u>の口座とする。</p> <p>(調整株式数の記載又は記録をすべき口座)</p> <p>第127条 (略)</p> <p>2 規程第88条第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第1号ニ<u>(ト)</u>の口座とする。</p> <p>(調整株式数の記載又は記録をすべき口座)</p> <p>第135条 (略)</p> <p>2 規程第90条第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第1号ニ<u>(ト)</u>の口座とする。</p> <p>(調整株式数の記載又は記録をすべき口座)</p> <p>第150条 (略)</p> <p>2 規程第97条第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第1号ニ<u>(ト)</u>の口座とする。</p>
--	--

(社債権者集会における議決権行使等のための証明書の交付の請求)

第 332 条 規程第 253 条第 3 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) (略)
(削る)

(2) (略)

2 規程第 253 条第 3 項の請求は、Target 保振サイト接続により行うものとする。

(証明書の対象となった振替新株予約権付社債の取扱い)

第 333 条 (略)

2 規程第 254 条第 4 項の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。

(証明書の返還に係る取扱い)

第 334 条 (略)

2 規程第 255 条第 4 項の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。

(調整受益権数の記載又は記録をすべき口座)

第 357 条の 25 (略)

2 規程第 285 条の 24 第 2 項第 2 号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第 3 条第 2 項第 7 号ハ (へ) の口座とする。

(調整受益権数の記載又は記録をすべき口座)

第 357 条の 33 (略)

2 規程第 285 条の 26 第 2 項第 2 号に規定

(社債権者集会における議決権行使等のための証明書の交付の請求)

第 332 条 規程第 253 条第 3 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) (略)

(2) 同項第 3 号の口座の加入者口座
コード

(3) (略)

2 規程第 253 条第 3 項の請求は、機構の定める書面により行うものとする。

(証明書の対象となった振替新株予約権付社債の取扱い)

第 333 条 (略)

2 規程第 254 条第 4 項の通知は、機構の定める書面により行うものとする。

(証明書の返還に係る取扱い)

第 334 条 (略)

2 規程第 255 条第 4 項の通知は、機構の定める書面により行うものとする。

(調整受益権数の記載又は記録をすべき口座)

第 357 条の 25 (略)

2 規程第 285 条の 24 第 2 項第 2 号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第 3 条第 2 項第 7 号ハ (ト) の口座とする。

(調整受益権数の記載又は記録をすべき口座)

第 357 条の 33 (略)

2 規程第 285 条の 26 第 2 項第 2 号に規定

する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第7号ハ (へ) の口座とする。

(調整受益権数の記載又は記録をすべき口座)

第357条の41 (略)

2 規程第285条の28第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第7号ハ (へ) の口座とする。

(調整受益権数の記載又は記録をすべき口座)

第357条の49 (略)

2 規程第285条の30第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第7号ハ (へ) の口座とする。

(受益権行使のための証明書の交付の請求)

第357条の95 規程第285条の76第3項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

2 規程第285条の76第3項の請求は、Target 保振サイト接続により行うものとする。

(証明書の対象となった振替受益権の取扱い)

第357条の96 (略)

する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第7号ハ (ト) の口座とする。

(調整受益権数の記載又は記録をすべき口座)

第357条の41 (略)

2 規程第285条の28第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第1号ニ (ト) の口座とする。

(調整受益権数の記載又は記録をすべき口座)

第357条の49 (略)

2 規程第285条の30第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第1号ニ (ト) の口座とする。

(受益権行使のための証明書の交付の請求)

第357条の95 規程第285条の76第3項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) (略)

(2) 同項第3号の口座の加入者口座コード

(3) (略)

2 規程第285条の76第3項の請求は、機構の定める書面により行うものとする。

(証明書の対象となった振替受益権の取扱い)

第357条の96 (略)

2 規程第 285 条の 77 第 4 項の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。

(証明書の返還に係る取扱い)

第357条の97 (略)

2 規程第 285 条の 78 第 4 項の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。

(振替口座簿記録事項情報提供請求の方法)

第 359 条 機構加入者が機構に対して規程第 287 条第 1 項の請求を行うときは、原則として、Target 保振サイト接続により行うものとする。

2 (略)

(差押命令等に関する報告の方法)

第 360 条 規程第 288 条第 4 項 (同条第 5 項において準用する場合を含む。) の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。

附 則

第 16 条 (略)

2 特例新株予約権付社債の発行者は、機構が定める日までに前項各号に掲げる事項を Target 保振サイト接続により通知しなければならない。

別表 3

1 ～ 4 (略)

5 Target保振サイト接続

(1) 入力

①～③ (略)

2 規程第 285 条の 77 第 4 項の通知は、機構の定める書面により行うものとする。

(証明書の返還に係る取扱い)

第357条の97 (略)

2 規程第 285 条の 78 第 4 項の通知は、機構の定める書面により行うものとする。

(振替口座簿記録事項情報提供請求の方法)

第 359 条 機構加入者が機構に対して規程第 287 条第 1 項の請求を行うときは、原則として、第 34 条第 1 項第 4 号ホに規定する方法により行うものとする。

2 (略)

(新設)

附 則

第 16 条 (略)

2 特例新株予約権付社債の発行者は、機構が定める日までに前項各号に掲げる事項を所定の書面により通知しなければならない。

別表 3

1 ～ 4 (略)

5 Target保振サイト接続

(1) 入力

①～③ (略)

④ 発行・支払代理人からの入力

(新設)

デー タの 種別	デー タ授 受の 時間	規程又は規則	備考
変 更 事 項 の 届 出 等	午 前 0 時 か ら 午 後 12 時 ま で	規程第14条第 5項及び同第 15条第5項等	-

⑤ 資金決済会社からの入力

(新設)

デー タの 種別	デー タ授 受の 時間	規程又は規則	備考
変 更 事 項 の 届 出 等	午 前 0 時 か ら 午 後 12 時 ま で	規程第16条第 8項等	-

⑥ (略)

④ (略)

(2) 出力

(2) 出力

①～③ (略)

①～③ (略)

④ 発行・支払代理人への出力

(新設)

デー タ の 種 別	デー タ授 受の 時間	規程又は規則	備考
発 行・ 支 払 代	午 前 0 時	規程第3条第 2項等	-

理人通 知その 他	か ら 午 後 12 時 ま で		
⑤ 資金決済会社への出力			
デー タの 種別	デー タ授 受の 時間	規程又は規則	備考
資 金 決 済 会 社 通 知 そ の 他	午 前 0 時 か ら 午 後 12 時 ま で	規程第 3 条第 2 項等	-
⑥ (略)			

(新設)

④ (略)

2. 附則

この改正規定は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

株式等振替制度に係るシステムの利用に関する規則の一部改正について

1. 株式等振替制度に係るシステムの利用に関する規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）
（下線部分変更）

新	旧
<p>(用語)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p><u>(9) T a r g e t 保振サイト接続 株式</u> <u>会社東京証券取引所が運用する T a r</u> <u>g e t システムのうち利用者が電磁的</u> <u>方法によりアクセスすることによって</u> <u>通知等の受領、通知等の発出その他の</u> <u>機構が提供する機能を利用するための</u> <u>保振サイトと称するもの（以下「T a</u> <u>r g e t 保振サイト」という。）を通</u> <u>じて通知等をする方法をいう。</u></p> <p>(利用者の機構システムの利用)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p><u>2 利用者は、業務の処理を前項第 1 号から</u> <u>第 3 号まで及び第 5 号に掲げる方法により</u> <u>行う場合には、所定の届出書を機構に提出</u> <u>するものとする。この場合において、当該</u> <u>届出書の提出は、T a r g e t 保振サイト</u> <u>接続又は機構が認める方法により行うもの</u> <u>とする。</u></p> <p><u>3 利用者は、業務の処理を第 1 項第 4 号に</u> <u>掲げる方法により行う場合において、機構</u> <u>が認めるときは、電磁的媒体に記録された</u> <u>データの通知又は提出を、T a r g e t 保</u> <u>振サイト接続により行うことができる。</u></p> <p><u>4 利用者は、障害等により前 2 項に規定す</u> <u>る通知又は提出のうち T a r g e t 保振サ</u> <u>イト接続によるもの（以下「T a r g e t</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(利用者の機構システムの利用)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

による通知提出事務」という。)ができない状況又は困難な状況にあると機構が認める場合には、機構との間のデータ授受は、電磁的媒体、ファクシミリ又は書面により行うものとする。

5 (略)

(Web接続)

第4条 Web接続のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(削る)

(回線接続)

第7条 ファイル伝送又はオンライン・リアルタイム接続（以下「ファイル伝送等」という。）に係る通信回線の接続（以下「回線接続」という。）のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(削る)

(インターネット接続)

第12条 インターネット接続のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(削る)

(利用者の機構システムの利用に係る業務の

2 (略)

(Web接続)

第4条 利用者は、業務の処理をWeb接続により行う場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。

2 Web接続のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(回線接続)

第7条 利用者は、利用者システムと機構システムとの間につき、ファイル伝送又はオンライン・リアルタイム接続（以下「ファイル伝送等」という。）に係る通信回線の接続（以下「回線接続」という。）を行う場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。

2 回線接続のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(インターネット接続)

第12条 利用者は、業務の処理をインターネット接続により行う場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。

2 インターネット接続のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(利用者の機構システムの利用に係る業務の

<p>処理の委託等)</p> <p>第 17 条 利用者は、機構が認める場合には、<u>機構システムの利用に係る業務の処理、T a r g e t による通知提出事務及びT a r g e t 保振サイトを利用した業務の処理について、機構が認める範囲に限り、他の者に委託できるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定により、利用者からT a r g e t 保振サイトを利用した業務の処理を受託した者は、所定の届出書を機構に提出するものとする。</u></p> <p><u>3 第 1 項の規定により利用者から機構システムの利用に係る業務の処理を受託した者（以下「計算会社等」という。）のコンピュータ・システムと機構システムとの間で授受したデータは、機構システムの利用に係る業務の処理を計算会社等に委託した利用者（以下「委託元利用者」という。）の利用者システムと機構システムとの間で授受したものとして取り扱うものとする。</u></p> <p><u>4 計算会社等と機構との間で授受した届出書は、委託元利用者と機構との間で授受したものとして取り扱うものとする。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 委託元利用者は、第 5 条、第 6 条、第 8 条から第 10 条まで、第 13 条から第 15 条まで並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定を計算会社等に遵守させるものとする。</u></p> <p><u>7 (略)</u></p>	<p>処理の委託等)</p> <p>第 17 条 利用者は、機構が認める場合には、<u>機構システムの利用に係る業務の処理を他の者に委託できるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2 前項の規定により利用者から機構システムの利用に係る業務の処理を受託した者（以下「計算会社等」という。）のコンピュータ・システムと機構システムとの間で授受したデータは、機構システムの利用に係る業務の処理を計算会社等に委託した利用者（以下「委託元利用者」という。）の利用者システムと機構システムとの間で授受したものとして取り扱うものとする。</u></p> <p><u>3 計算会社等と機構との間で授受した書面は、委託元利用者と機構との間で授受したものとして取り扱うものとする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 委託元利用者は、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、前条第 1 項及び第 2 項の規定を計算会社等に遵守させるものとする。</u></p> <p><u>6 (略)</u></p>
---	---

2. 附則

この改正規定は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

以 上